

# 著作権法の改正と マラケシュ条約の締結

## 著作権法の改正(原則は施行:2019年1月1日)

### 改正の概要

▶ 新たな著作権の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を要する範囲を見直し、著作物の利用をより円滑に行えるようにする。柱は次の4つである。

1. IoT時代に伴う「柔軟」な権利制限規定の整備
2. 著作物の授業に関する配信利用の拡張
3. 障害者の情報アクセス機会の充実
4. アーカイブの利用促進

特に図書館実務に係る内容は、3と4である。

### 著作権法の改正等に伴う、図書館実務での変化

#### ▶ 障害者の情報アクセス機会の充実

先だってマラケシュ条約の締結の国会承認手続きが完了し、それを受けて著作権法の改正がなされた。改善点は、次の3つである。

1. 複製物の利用対象者の拡大(視覚障害者や発達障害等→肢体不自由等も含め、障害によって読むことが困難な者が広く対象となる)
2. DAISYデータ等コンテンツを電子メールで視覚障害者等へ送信可能
3. 複製等が可能となる主体の拡大(政令の整備を経て、一定の条件を具備したボランティアグループも含める方向である)

#### ▶ アーカイブの利用促進

アーカイブの利用促進も大幅に改善された。次の2つである。ただし、著作権法改正とは別に、保護期間延長が進められている。

1. デジタルアーカイブ構築における負担(裁定制度利用の事前供託)の大幅緩和
2. 国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」を通じて、外国の図書館にもコンテンツ(絶版等資料)送信可能(今後実施に向けて準備がなされる)



### 今後の動きに要注意

保護期間を70年に延長する規定を含む「TPP11」整備法が制定され、「TPP11」が発効する年内または来年から施行される見込みである。図書館にとって、保護期間が70年に延長される負の影響は相当である。